

官製運動における通俗教育と陋習の同時代的交差

—生活改善運動と農山漁村経済更生運動の接続に関わる一考察—

和田 健

1. はじめに —2つの官製運動の関わる通俗教育と生活改善事項の関わり—

本稿では、昭和初期、特に昭和10年前後の農山漁村を対象に、2つの官製運動である生活改善運動（以下「改善運動」と略して記す）と農山漁村経済更生運動（以下「経済更生運動」と略して記す）に関わる生活習俗の改善指針について、どのような関連性があるのかを考察したい。特に生活改善運動の中で出版された指導書（『農村生活改善指針』）を中心に、昭和7年～12年までに新規指定された茨城県更生指定村の更生計画書の記述から双方の官製運動の関わりを考察するものとしたい。

改善運動は大正9年、文部省主導で通俗教育的側面の啓発（啓蒙）を目指したものである。文部省の外郭団体である生活改善同盟会（後に「生活改善中央会」に名称変更）を中心に、社交儀礼、迷信の打破、衣食住の改善、衛生・栄養の改善から病院で診察を受けることなど、多岐にわたる国民生活の改善指導であり、いわば近代的な生活習慣の構築が目的である。いっぽう、経済更生運動は昭和4年の世界恐慌そして日本にも波及した昭和恐慌による経済不況解消のため、農業生産技術の向上や流通販路の開拓と市場への対応そして負債を解消し、滞納している税を支払うよう、農家、農村の経済力向上を目指す、いわば経済復興のための施策といえる。2つの官製運動はかたや通俗教育を目指す社会教育活動であり、かたや経済復興のための施策といえる。しかし日常無駄とされた旧来の生活習俗を見直し、冗費を排する生活改善指導を行う点では共通である。

また時代的には改善運動の方が先行しているが、あとから始まる経済更生運動とも重なり、双方の具体的な活動が重なる時期が本稿で対象とする時期

でもある。そこでこの時期の経済更生計画書の中で、生活改善規約が別途記されて掲載されている更生指定村を対象に、生活習俗の中で「陋習」とされたものについて、その意味を検討したい。

2. 双方の官製運動における実行組織そしてメディア

実行組織と機関誌 生活改善に関わる指導が双方の官製運動の活動で共通していることは前項で述べたが、ではどのような方法で生活改善事項をこの時代の農山漁村にひろげていったのかについて記しておきたい。官製「運動」であるので、何かしらの活動する集団が存在し、そこから改善事項の確守を求めていく活動の道筋へとすすむ。まずは双方の活動基盤を整理しておきたい。

両官製運動の機関誌について【表1】をもとに整理したい。所掌する省庁であるが、改善運動は文部省普通学務局第四課、経済更生運動は農林省経済更生部のもとにある5つの課が中心となる。各省庁から委託を受けた外郭団体が実務的活動を行うが、それは、改善運動では生活改善同盟会、経済更生運動では農村更生協会である。それぞれの外郭団体による活動で具体的なものとしては、各地での講習会の実施も挙げられるが、重要であったのが機関誌（会誌）の発行である。ともに月刊誌で、改善運動では雑誌名は『生活改善』であり、同盟会結成後すぐの大正10年に刊行を開始している（のち改題し『生活』と称する）。『生活改善』は賛助会員以上には無償配布で非

【表1】改善運動、経済更生運動の特徴

	生活改善運動	農山漁村経済更生運動
所掌省庁	文部省	農林省
主たる実施外郭団体	生活改善同盟会	農村更生協会
開始時期	大正9（1920）年	昭和7（1932）年
町村での実施主体	生活改善同盟会支部など	町村経済更生委員会
活動の範囲	任意のエリアの参加者が主体	公的な行政町村全域
機関誌	『生活』	『農村更生時報』

会員は有償である。経済更生運動での雑誌名は『農村更生時報』であり、協会結成から少し遅れて昭和10年に刊行を開始している（のち改題し『村』と称する）。こちらは役場や学校など各村の経済更生委員会単位で無償配布していたが、のちに有償頒布となる。

両誌ともに運動の具体的な実行について記されており、『生活改善』では、例えば衣食住の改善について紙幅を割き、特に衣類については児童服の作り方や婦人服の具体的な作り方が教科書的に記されている。また住宅の間取りの改善なども同様に図を用いて説明されている。いずれにしても近代的な国民の生活向上を目的としたものであり、効率、合理性を追求する内容である。いっぽう『農村更生時報』でも簿記の付け方や預貯金や納税を行うための組合結成の奨励そして生産に関わる技術から産業組合に加入することの利点を説くなど多彩である。農業経営の側面と家計や負債、融資そして納税に関わる経済的な側面が中心ではあるが、社会教化そして生活改善指導に関わることも、日常行う旧習での無駄遣いにつながることは慎むことが記されたりしている。二誌とも官製運動に関わる人たち、特に指導的立場に立つ人にとっては、機関誌（会誌）といえ、ある意味教科書的な存在であったといってもよいかもしれない。

生活改善同盟会が出した総合的な指導書 月刊の機関誌とともに大きな役割を果たすのが単行本として出される指導書である。そして関係者全員に配布するチラシや誰の目にもとまるポスターである。これら「目に見える」ものが両運動の啓発（啓蒙）の大きな原動力になっている²。特に改善運動においては幅広く各論的な単行本と総合書的な単行本が出されている。すでに筆者は別稿でそれらの概要に関しては記しているが³、ここでは概略的なとらえ方ではあるが、生活改善同盟会の単行本3冊についてそれらの特徴を整理しておきたい。

生活改善同盟会の単行本は磯野さとみによる詳細な渉猟と整理によると、改善運動の始まりである大正9年から昭和6年までの間に19冊刊行されている〔磯野 2010年 41-45頁〕。磯野によると同盟会のなかに組織された改善調査委員会が刊行したものとそうでないものと二大別されている。筆者なりにいえば前者は多くの知識人による委員会での検討に基づいた公刊であ

り、後者は委員会での検討成果を用いながらも一般書に近い内容のものともみることができるように思える。改善運動初期に改善調査委員会が出した各論的なものとして『住宅改善の方針』（大正9年）『服装改善の方針』（大正9年）に加えて社交儀礼関係の単行本が刊行されているが⁴、ここではまず総合的な指導書である単行本について3点紹介しておきたい。

最初に出された総合的な指導書は『生活改善の栞』（大正13年）である。目次構成としては「社交儀礼の改善」「服装の改善」「食事の改善」「旅館其他の改善」「一般生活振りの改善」の5項目である⁵。総合的な指導書ではあるが、全体で131頁のうち「服装の改善」に43頁が割かれている点、本書の特徴のひとつといえ、婦人服や女兒服の作り方に図を多く使い説明されている。服装の改善、すなわち「衣」に関わる改善事項では、過去の生活様式を何故に変えるべきか冒頭で宣言されている。「我々は必しも在来の生活様式を否定して、馬鹿らしいとか不合理だと云ふものではありません。けれども如何に過去の生活様式に相当の理解と同情とを有ちましても、是を以て直に永久に維持するものではありません⁶」とし、新たな生活様式への変化を宣言している。機能性、合理性を求め当時の現代社会への対応を目指して、洋服での日常生活に変えていくことの道筋を示している。

前後するが「社交儀礼の改善」では「結婚」「葬儀」「宴会」「贈答」「訪問接客送迎」「年賀廻礼時候見舞」「公衆作法」「外国人に対する作法」「国賓に対する国民の作法と心得」の6項目に分けて説明をしている。特に結婚と葬儀に関しては具体的な冗費の節減にふれながら、古い生活習俗の肯定や否定が見られる。例えば「結婚費は年収の三割以下が適当であります」として「古来我が邦の農家では女兒が生れると屋敷や畑の一隅に桐苗を植えて嫁入支度に用ひる風がありますが、之れも一つのよい方法だと思ひます⁷」とすべての農家がそういうわけではないにしても、節約につながる生活習俗を肯定的に評価する。いっぽうその反面「中流以上の家庭では、結婚に際して妄りに多く、衣類を拵えて持参させる悪い習慣があります。（中略）空しく筆筒の底に寝かして置く事は甚だ無意味」として否定的な側面も指摘しながら、いかにして費用を抑えるかの指針を出しているといえる。

葬儀に関しては、式の進行に合わせた冗費の抑え方が具体的に記されてい

る。「死亡の通知は親近者に限り、新聞広告は簡略を旨とし、妄りに多数の名を連ね又は幾通りにも之れを為さざる事」「霊前の供物は質素を旨とし、香典は香料の実費に相当する位（壱圓以内）の少額に止めること」とあり冗費を抑える方法が具体的である。「通夜は親近者に限ること」「葬式の前後に食事および斎はできるだけ質素を旨とし親族並に葬儀係に限ること」「葬式の山菓子並に之に類似するものを廃すること」は、通夜振る舞いや斎含めて飲食での冗費を抑える実践的な記述といえる⁸。すべてを紹介するのは本稿では割愛するが、本書は日常生活の大きな変革を具体的に記している生活改善同盟会最初の総合書であり、同盟会に参加する構成員（会員および支部）が生活改善規約作成の根拠となるものであったことは推察される。

次に出た総合的指導書は『実生活の建直し』（昭和4年）である。世界恐慌そして昭和恐慌を経ての経済の建て直し、生活の建て直しを目的としていることが、この本の題目にあらわれている⁹。本書は10章で構成されており、章の題目を順に挙げると「総論」「服装の改善」「食事の改善」「住宅の改善」「社交儀礼の改善」「公衆衛生」「予算生活」「時に関する改善」「暦及び年中行事の統一」「迷信の打破」である。各章の項目は内容が題目でわかりやすく記されており、例えば第8章の「時に関する改善」では「一 生活を規則正しく時間の活用を心がけること」「六 面会時間の分らない人を訪ねるには、予め電話郵便などで都合を問い合わせしてからにすること」など項目を見れば概略が分かるような組み方をしている。全体で414頁、箱入りハードカバーで『生活改善の栞』と比べても大幅な紙数増加である。その中でもやはり4つの章「服装の改善」「食事の改善」「住宅の改善」「社交儀礼の改善」では各章単位で60～90頁程度の紙幅を割いており、『生活改善の栞』と同じく主要な項目であることが伺える。そして本書での全体的な特徴として欧米諸国の風習と比較をしての指摘を多く見かける。例えば「社交儀礼」のなかで記された婚儀にかかる改善では、欧米諸国と比べて日本の婚礼にかかる費用がかかりすぎている点を指摘した上で、欧米諸国は式服が洋服であることや招待する客は親しい人だけであり、披露式で出される料理も簡単な食事であることを記している。必要以上に衣服を支度して嫁入りさせること、披露宴で数日にわたって行われることによる冗費をなくすための改善指針を、欧

米との比較を使って説明している。

また現実に行われている儀礼に関しても形式的で無駄があることも指摘している。例えば、結納の交換について「目録書は、今日に於ては殆んど虚文」であり贈るものは「正味のものにすることが好い」¹⁰と記し、目録書に書かれているものを旧来の儀礼的な記述にせず、現実そのままのものにすべき点記されている。かつ婚約指輪を男子から婦人に贈る習慣についてくわしく説明している¹¹。このように本書では特に婚礼に関しては費用の抑制の面で、服装に関する記述については合理的効率的な動きを目指す点で、欧米の方法を取り入れるべきとする記述に大きな特徴があるといえる。

そして『農村生活改善指針』が昭和6年に刊行される。『実生活の建直し』と違い頁数は143頁、ソフトカバーで新書版の判型を少し大きくしたもので携帯しやすい作りになっていて、ほぼ『生活改善の栞』と同じ形状と分量である。全体の章立ては「社交儀礼の改善」「衣服の改善」「食事の改善」「住宅の改善」「衛生の改善」の5つであり、『実生活の建直し』と比べてシンプルな章立てである。そして本書の序文には、『生活改善の栞』が「一般的原則では農村にじっくり適合しないという声が起って」¹²きたことから、より農村の実情に合わせて作成することを目指したと記されている。

例えば「社交儀礼の改善」で記された「葬式の時刻は必ず正確に守ること」では「都会地では、近頃大分出棺並に儀式の時刻が、正確に励行されるようになって参りましたが、農村に行くと、今尚二時間も三時間も掛値がありまして励行されていない様であります。是れは一般会葬者にとっては甚だ迷惑なことであります。葬式係りのものは予め充分の計画を立て、時刻を守る様にしたいものであります。」¹³とあり、改善運動のなかで必ず確守事項で出される「時間の励行」に関しても、より農村の状況に合わせた改善を求める記述となっている。もっとも葬儀に限っても、「酒を出さない」「斎は近親者だけ」とする記述がどこまで全国の農山漁村にとって実情に合うものかどうか疑わしいところでもある。本書では記述の各所に民俗事例を引き合いに出しながらの改善指針も見られるが¹⁴、婚姻、葬儀、贈答といった社交儀礼については、本書で記された伝承されてきた生活習俗の実態を勘案させて、各村単位で生活改善規約が作成されたものと推測される。ただ、台所、便所を中

心とした住宅の改善や衛生の改善においては積極的に受け入れられていったように思われるが、具体的な実践については、地域そして村により取り組みはさまざまであったようである。

『農村生活改善指針』刊行の後、昭和7年から全国で経済更生運動が始まる。先述したが、改善運動と経済更生運動は目標とするところは違うが、生活習俗の再点検を行うことにより、冗費の節減と経済的効果を上げることは共通項であるといえる。この両運動が交差する事例、すなわち生活改善同盟会の支部あるいはそれに関連する任意団体と新規更生指定村の活動圏が重なるところではどのような実態であったかについて、筆者がこれまで調べた昭和7年と8年の茨城県新規指定村更生計画書から読解してみたい。

3. 初期更生指定村計画書に見られる通俗教育的側面と生活改善事項の交差

経済更生運動が開始した昭和7年、8年は「自力更生」のもと各指定村に予算的裏付けがなかったのが現状である。その中で税務、負債そして家計調査に基づいた経営的観点（農業生産に関わる技術。おもに農会関係）、経済的観点（農産物流通そして融資による事業拡大。おもに産業組合関係）での計画書策定は、まさに農家経済力の向上を目指したものであり、地勢の特徴を生かした生産計画そして負債の解消をめざした財務計画など現状に則して立案される。それに加えて計画書のなかでも社会教化的観点（精神の作興、隣保共助から弊風の打破と美風の創発など通俗教育的な実行事項）に関して、特に生活改善事項はひとことで言えば「無駄遣いしない」という努力目標的な記述に止めているところが多い。例えば、葬式ではお酒を飲まない、香典返しはしない、披露宴は華美にしないなど、いかに確守するか、そして現行の生活習俗に則して許容できる範囲を明確に記さない更生指定村も多くある。その中でもすでに何かしら指定村のなかで活動している生活改善組織が策定した規約を更生計画書のなかに取り込み、具体的な実行事項を記している村も見受けられる。ここでは筆者が今まで渉猟してきた昭和7、8年に新規指定された更生指定村の中で、すでに何かしらの生活改善に関わる実行組

織とその活動規約があるものに注目したい。

昭和7、8年度新規指定村における生活改善規約 筆者はこれまで茨城県で指定された更生指定村の計画書における、おもに生活改善に関わる施策について検討を行ってきた。本稿ではその作業過程で記した拙稿〔和田 2008年〕〔和田 2011年〕をもとに初期の指定村で生活改善規約を掲載した計画書について述べていきたい。

昭和7年度茨城県では38の村が新規に更生指定されている。その中で計画書のなかに詳細な生活改善規約を掲載している、あるいは掲載せずとも生活改善に関わる申し合わせを全村的に作成しすでに実行していることを明示しているのは、5村である（【表2】参照）。昭和8年度も新規で38村が更生指定されており、生活改善規約を掲載しているあるいは改善に関わる組合の存在を示しているのは6村である（【表3】参照）。あくまで更生計画書から読み取ることができる組織的な生活改善に関わる運動であるので、生活改善規約が掲載されていなくても、指定村のなかで任意に活動している組織が存在する可能性はある。しかし公的に更生指定を受けた村が計画策定段階ですでに組織的な生活改善に関わる活動を行っていたことは、計画書から読み取ることが出来る。つまり生活習俗の改善が「冗費の節約」といった努力目標にとどまらず、日常生活の習俗に関わる一定の確守事項をすでに検討されている段階で更生指定され、その活動を何かしら計画に具体的に援用できる段階にあったといえる。生活改善同盟会の支部活動として捉えられるかについては、もう一步踏み込んだ資料調査が必要だが、行政村単位あるいは県域で同盟会の活動趣旨と大きく関わる活動が更生運動初期に行われている村と、これから取りかかる村が混在した状況であったことは読み取ることができる。それでは生活改善の実行をどのように行っていたのかについて、更生計画書に生活改善事項を条文化した規約を掲載している4つの事例を以下に確認してみたい。

事例1「昭和7年度 久慈郡佐竹村更生計画書」（常陸太田市） 佐竹村では計画書末に「佐竹村部落生活改善組規約」（以下「改善組規約」と記す）および「農事組規約」を掲載している。

改善組規約は、全部で5条から成り立っているがその冒頭で、

官製運動における通俗教育と陋習の同時代的交差

【表 2】昭和 7 年度茨城県農山漁村経済更生計画書に生活改善規約を掲載している町村

指定町村		(現町村名)	「生活改善」に関する記載事項	更生計画書の書式、および生活改善に関する記述の特徴
郡名	町村名			
久慈郡	佐竹村	常陸太田市	生活改善の励行（昭和 3 年 8 月に制定した規約により各部落に生活改善組合を設立。それに基づいて一層の実行徹底を図る。	中項目で 7 つ示される。そのうち 7 番目に「生活改善の励行」が記される。さらに計画書末に「 佐竹村部落生活改善組合規約 」が掲載されている。
鹿島郡	大同村	鹿嶋市	規約の中で以下の項目に関して具体的に約束事が定められている。(冠婚/葬祭/徴兵出入/出産節句紐解其他雑件)	3 つの中項目（村経済委員会の設置、村経済更生会支部の設置、計画の内容）を記述。3 番目の中項目「計画の内容」の中に 5 つの小項目を示す。5 項目目に生活改善の記述及「 大同村生活改善組合規約 」を掲載
	若松村	神栖市	生活費の改善節約（「先に本村に於て決定せる生活改善必行規約は農家組合をして励行せしむること」とある。ただし生活改善必行規約はこの報告書には添付されていない）	9 つの中項目をたてている。土地分配の整備/金融の改善/労力利用の合理化/農家経営組織の改善/生産費のその他の経営費の軽減/生産方法の改良及生産の統制/生産物の販売統制/農業経営用品の配給統制/備荒積立の励行/生活費の改善節約/青年団処女会、補修学校の連絡/納税の完納
筑波郡	上郷村	つくば市	「教育社会部更生実施案」の中に「 上郷村生活改善申合規約 」を掲載。21 条に及ぶ具体的な指針が示されている。	41 ページに及ぶ計画。「総務部更生計画実施案村是」「上郷村経済更生委員会規程」「更生計画実行機関に関する件」「産業経済部更生実施案」「教育社会部更生実施案」「産業部農業方面更生計画実施案細目」が附される。
北相馬郡	六郷村	取手市	生活改善の事項（時間励行/冠婚葬祭に付冗費節減の励行/社交的宴会の時間制限励行）	3 つの中項目をたてている。農業経営に関する事項/経済的方面の事項/生活改善の事項。このなかでは「経済的方面の事項」「生活改善の事項」に生活改善事項が箇条書きで示される。また末尾に村内中田区と清水丙区の節約実行要項が掲載されている。

〔和田 2008年84-90頁〕より転載、改訂。

「本件に関しては昭和三年八月制定の規約に依り各部落に設立したる生活改善組合を督励し一層実行の徹底を期すること」(傍線は筆者による)

と記されており、更生指定を受ける 4 年前に佐竹村全域で部落単位に生活改善をめざす組合が組織されていたことがうかがえる。

改善規約に記された 5 つの条文を見ると、葬具の共有や葬儀の運営方法について記されている。例えば第 2 条には 10 項目が箇条書きされているが、そのうち冒頭 2 項目は葬具の共有に関してである。

「イ、組合員の出資に依り葬具を設備し使用の都度使用料として金式圓を組合に納入すること

口、葬具は丁寧に使用し其の都度消毒し置き過失に依り破損したる場合は組合に於て負担すること」

【表3】昭和8年度茨城県農山漁村経済更生計画書に生活改善規約を掲載している町村

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」に関する記載事項	更生計画書の書式、および生活改善に関する記述の特徴
郡名	町村名			
行方郡	武田村	行方市	「(六) 農家経済の改善」のなかで「イ、生活用品の自給」「ロ、農家収入の平均化」「ハ、予算生活の実行」の3つの小項目。「(九) 生活改善の励行」にて「御大典記念組合村必行規約」を遵守することを指示。	末尾に1928(昭和3)年に定めた「御大典記念組合村必行規約」が掲載。細かく生活改善の指針が記される。葬儀での香典額の貼り紙の禁止や、近隣の手伝いが大規模にならないことなど、細かく日常生活の出費に関わる改善項目が書かれている。「三河万歳は断る」など具体的な記述で示す。
稲敷郡	朝日村	阿見町(一部土浦市に編入)	「第三部 生活改善に関する施設」において3つの小項目。「一、精神作興に関する事項」「二、人事相談部の設置」「三、生活改善実行組合の活動」とあり、末尾に「生活改善実行組合実行細目」が記されている。実行細目は11の項目にわたり記される。「一、時間励行に関する事項」「二、婚儀に関する事項」「三、葬儀に関する事項」「四、祭儀に関する事項」「五、冠儀に関する事項」「六、贈答に関する事項」「七、衣食住に関する事項」「八、兵士の送迎に関する事項」「九、家庭経済に関する事項」「十、貯金奨励に関する事項」「十一、宴会に関する事項」	全体の構成は部立てで示されており、個性的な計画書。末尾に「生活改善実行組合実行細目」が掲載。時間の励行、冠婚葬祭、衣食住に関する指針を出してある。あまり経済に関わる数量的目標設定はされていない。葬儀における撒き金、放鳥の習慣をやめると記載。
筑波郡	豊村	つくばみらい市	「七、生活改善計画」の中にある「イ 改善計画」「ロ 実行案」の各々に小項目として「1、冠婚葬祭費の節約」「2、被服及び教育費の節約」「3、各種集合時間の励行」「4、予算生活の奨励」「5、住宅の簡易化」「6、小学校児童及び青年団の服装の統一」が記されている。	昭和5年(1930)に豊村生活改善同盟会を組織し、規約を設け生活上の冗費を省く活動は行っている。それに基づいて経済更生運動を行っている。
真壁郡	下妻町	下妻市	中項目「三、私経済の改善」のなかに小項目「(四) 生活改善冗費規約」が定められている。この中で8項目に分けて規約において申し合わせ事項が記される。要約すると概要は「一、大祭祝日の国旗掲揚」「二、会合共同作業における時間の励行」「三、年始回礼の廃止」「四、出生、七五三、節句等の祝時の贈答祝宴の廃止」「五、中元、歳暮普請見舞い等の廃止」「六、入退営の事」「七、婚礼の事」「八、葬儀の事」	全体で15ページで構成されており、長い。「生活改善申し合わせ規約」を制定し、各更生実行組合で徹底するように記されている。また「下妻町〇〇納税貯金組合規約」も掲載し、各実行組合単位での規約を周知するように記されている。

官製運動における通俗教育と陋習の同時代的交差

指定町村		(現市町村名)	「生活改善」に関する記載事項	更生計画書の書式、および生活改善に関する記述の特徴
郡名	町村名			
北相馬郡	高須村	取手市（一部龍ヶ崎市）	「一〇、生活改善」の中で、冒頭で3つの格守すべき目標設定「(一) 尊農思想善導」「(二) 無駄排除」「(三) 緊縮同盟会規約の励行」を記す。その上で1930（昭和5）年に制定した「 尊農思想善導無駄排除緊縮同盟会規約 」を掲載し、詳細に生活改善指針を示す。規約第4条に具体的な実行内容が記される。要約すると「一、集合時間の守ること、何事においても勤労をいとわぬ事」「二、何事においても質素に努め、浮華を避ける」「三、寄付の申し込みは受けないこと」「四、無駄排除に要する事項は部落実行委員の協議により実行すること」を記す。	たとえば規約第4条の「何事にも質素を旨とし努めて浮華を避くる事」では、尺立飯、七五三盃を絶対に廃止することと記し、徹底した指針を出している。
久慈郡	上小川村（山村）	大子町	「四、農家経済の改善」において、3つの小項目「(イ) 産業組合設立」「(ロ) 大小麦の共同受検並共同販売」「(ハ) 生活改善」を記す。	(ハ) 生活改善では「協定せる保内十ヶ町村社交儀礼改善事項の励行を期すること」とあるが、具体的な改善事項の記載はない。

[和田 2011年 148-155頁] より転載、改訂。

とあり、さらに第4条では「世話係は葬具及び使用料の保管を為し実行上の監督を行う」と記され、共同葬具の保管や運営について具体的に方法を記している。そして第5条では「組合員は現在部落を以て組織し住所移転其他已むを得ざる事由の外脱退することを得ず」とある。このことから佐竹村生活改善組合は共同葬具の管理運営を柱とした、全村部落単位で組織する全戸網羅的な改善組合であったことがうかがえるのである。

事例2 「昭和7年度 鹿島郡大同村更生計画書」（鹿嶋市）大同村では昭和6年大同村第1回自治懇談会決議により生活改善規約を定め励行することを定めている。翌年更生指定村となり更生計画書の中に「大同村生活改善組合規約」（以下「大同村改善規約」と略す）を盛り込んでいる。

大同村改善規約では53の実行事項を項目立てて記載している。その内容は村民としての心構え的なことから冠婚葬祭といった社交儀礼、徴兵出入りのこと、そして出産節句紐解きをはじめ種々諸々の項目が記されている。

「一村の発展は住民の勤労と協調にあり一家の富は一村の富なり依って各自勤儉力行し朋友郷党に及ぼす様勉むべきこと」といった理念的な項目もあるが、実行事項の具体的な記述も目立つ。筆者なりに3点、特徴を記したい。

まず社交儀礼等で使用するお金に関することであるが、「出産節句紐解盆暮年始其の他凡ての場合に際し親戚以外の贈答は五十銭に止め物品贈答についても価格金五十銭を越ゆべからざること」とあり、広い範囲で贈答にかかる儀礼について、その金額を具体的に五十銭とする目安を記している。

次に子供の服装についても「通学児童は可成筒袖洋服とし華美なる衣服纏はしめざること」言及している点、改善同盟会が指導書で記し奨励していた児童服の改善とも重なるものである。

みつつめには、村内の生活習俗の中で具体的な事例を挙げて、それを中止やあるいは行うにしても一定の制限をかけることを記している。

例えば葬祭の中で四十九日における「四十九の餅を搗くことは廃止のこと」や「親戚知己より当家に対し樽代及取持中として寄贈せられたる金品は全部当家において収受すること但し女中念仏中へ指定せられたるものはこの限りにあらず」として、金銭含めて贈られたものは死者を出した当家において受け取るべきだが、その葬祭で行われる女中念仏に対しての指定された寄贈であれば、当家ではなく女中念仏に渡るといったものである。このように、今まで行ってきた民俗的慣行を対象にしたガイドラインを明文化しているところに特徴がある。

事例3 「昭和8年度 稲敷郡朝日村更生計画書」(阿見町、一部土浦市)

朝日村の更生計画書には生活改善実行組合の活動が明記されている。ただし、更生計画策定を契機に、全村で生活改善実行組合が網羅的に組織化されたかどうかは不明である。計画書末に記されている「生活改善実行細目」として11項目が、そして各々の項目に1～7の小項目が簡条書きで記されている。11項目は「時間の励行」「婚儀」「葬儀」「祭儀」「冠儀」「贈答」「衣食住」「兵士の送迎」「家庭経済」「貯金奨励」「宴会」であり、数量的な改善目標は記されていない。しかし改善同盟会刊行の『生活改善の栞』(以下『栞』と略す)や『農村生活改善指針』(以下『改善指針』と略す)の項目立てを依拠した印象が実行細目からは読み取れる。

例えば前項で記したように『改善指針』では具体的な民俗的慣行に基づいた改善指針の提案がされているが、朝日村の実行細目も具体的な民俗的慣行に基づいて踏み込んだ改善事項を示している。例えば、婚儀に関しては「披

露の催は簡略を旨とし午後十二時を超えざる程度とし」、葬儀に関する事項では「悔の金額を記載したる貼紙を絶対に廃すること」「撒金又は放鳥の習慣を廃止する」や祭儀に関しても「支障の起らざる限り同一日に行ふこと」などは具体的な改善指針である。

もう1点、『栞』では宴会に関する項目が立てられているが、朝日村の実行細目にも項目立てされ4つの小項目で記されている。そのなかで「食前の分量数は其の席にて食ひ尽し得られる程度に止めること」と記されている。これに類似する記述は『栞』にもあり「食品の分量品数は、其の席で食ひ尽くし得られる程度に止め、一品ずつ取り換えて出し且つなるべく献立表を添へること」¹⁵とあり、宴会による食べ残しや持ち帰りを前提として提供を避けることが記されている。

また直接の記載の重なりではないが朝日村の実行細目の中に「宴会はなるべく（ママ）洋食にすること」とある。この趣旨はなにゆえに洋食にするのかについて具体的な記載がないので理由は推測となるが、『栞』には「宴会の設備は成るべく椅子卓子式に依ること」とあり、料理としての洋食ではないが、床から離れたところに料理を配膳することが衛生面から奨励している記述がある。その点からも「朝日村生活改善細目」においても洋食式の座卓を求めた記述ではないかと推測されるのである。

事例4 「昭和8年度 北相馬郡高須村更生計画書」（取手市、一部龍ヶ崎市） 高須村の更生計画書には報告書末に「尊農思想善導無駄排除緊縮同盟会規約」を掲載し10項目の条文が記されている。更生計画書も10の大項目に分けて書かれ、10番目の大項目「一〇、生活改善」のなかに「生活改善に関しては昭和五年一月制定の左記事項を格守（ママ）すること」とあり、規約を掲載している。

「一〇、生活改善」では冒頭で、「(一) 尊農思想善導」「(二) 無駄排除」「(三) 緊縮同盟会規約の励行」の3つの確守すべき目標設定ことを掲げた上で「尊農思想善導無駄排除緊縮同盟会規約」が掲載されている。全体で10条にわたる条文が記されているが、本規約も具体的な民俗的慣行を対象に確守事項の提案がされている。

例えば第4条の第2項には以下の小項目がそれに該当する。以下記して

みたい。

「イ、各部落、祭礼、日待等の休日は二日以上に亘らざること（個人日待は廃止すること）」

「ハ、各部落鎮守祭に於ける旧慣たる（尺立飯、七五三盃）等は絶対に廃止すること」

「ニ、葬式に酒、赤飯、餅等を（但し六道を除く）馳走するの習慣は絶対に廃止すること」

「ト、追善、供養等に付ては切投となし年寄り一人当り金参拾銭以上を超過せざること」

（傍線は筆者）

とあり、葬礼、祭礼に関わる民俗的慣行については、禁止すべきことや具体的な上限金額の設定などをガイドライン的に記しているのが特徴である。また昭和五年に結成された本組合は、第9条で「本会の会員たらんと欲するものは宣誓書に署名捺印の上会長に差し出すものとす」とあり、結成当初の「尊農思想善導無駄排除緊縮同盟会」は任意性の強いものであったことが伺えるが、更生計画書に策定された段階で、高須村全域で確守すべき生活改善事項として、本組合の規約が更生計画書末に転載されていることから、同盟会参加者のみならず全村民の生活改善指針として規約が援用されていたことが伺えるのである¹⁶。

4. まとめと今後の課題

ここまで大正後期から昭和最初（すなわち1920-30年代に入る時期）における生活改善同盟会刊行の総合的な指導書の概要について述べ、この時期連続する形で始まった経済更生運動初期における茨城県新規更生指定村ですでに活動していた生活改善組織の規約を中心に検討を行ってみた。その検討から読み取れることを記したい。

まず更生計画書に詳細を項目立てした生活改善規約が記されているのは、更生運動が始まる前にすでに何かしらの生活改善運動を具体的に行っていた組織があった村であるということである。そのことが、生活改善同盟会およ

びその支部との活動と直接結びついているかどうかは定めにくい、何かしらの関連を持っていたことは伺え、先述した同盟会刊行の3つの総合的指導書にある記載内容が影響を与えていることは充分伺える。

佐竹村の場合は、規約の記述が主として葬儀の運営、特に共同葬具の管理を全村的に行うことが柱になったものといえる。大同村も全村的な改善組合の活動を作り上げるものであるが、この2つに共通しているのはすでに生活改善組合の活動を行っているが、全村的なものにするために各部落との連絡系統を作り、各部落の実行組合単位で生活改善組織を組織していく方法をとっているところにある。そして部落長あるいは区長が生活改善組合の責任者として運営させるよう明記しているのである。更生指定されたのをきっかけに全村網羅的な生活改善組織にしていく方向性が伺える。その方法からすると高須村も既成の組合活動を任意性の強いものから全村的な組織へとつなぐ方向性を読み取ることができる。

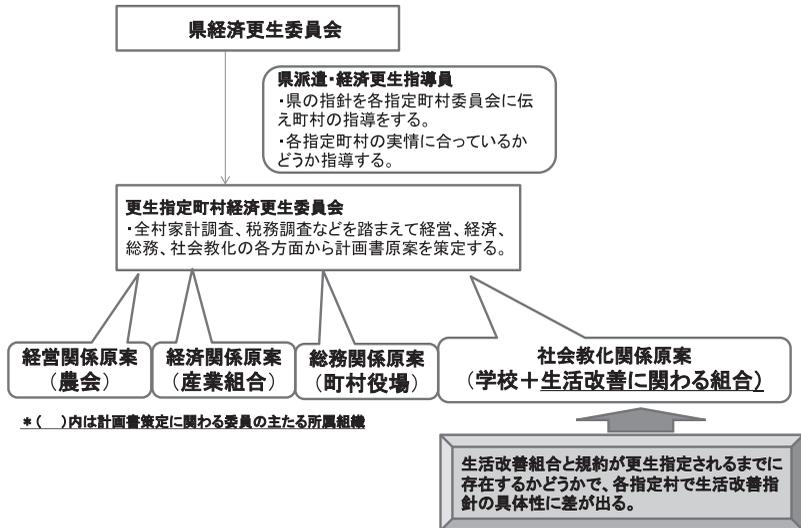
朝日村、高須村の改善規約は、実行事項が総合的かつ具体的であり、陋習、弊風といった文言はないが、具体的な民俗的慣行の禁止や金銭的な上限を示すガイドラインも記している。経済更生運動初期の他の更生指定村が「自力更生」のかけ声的な生活改善指針であったことと比べて、一步踏み込んだ具体的な記述をしているといえる。

以上のことから更生計画書から読み取れる当時の生活習俗は、既成の生活改善組織の活動により何かしら影響を与えられながら、修正や創発を行っているといえることができる。大正後期から昭和初期までの生活改善運動の広がり、全国的かつ網羅的な広がりを見せたものではなく、地域により活動の有無そして濃淡はあったとされるが、その活動のあり方が、更生指定村の民俗的慣行に影響を与えていったといえる。昭和初期の両官製運動が交差していく更生指定村では、新たな生活改善指針が具体的にかつ確守すべきこととして各村民に実行されていった側面がうかがえるのである。

この時期の各(町)村経済更生委員会の組織と生活改善組織との関わりにふれながらまとめてみたい。【図1】のように県経済更生委員会において指定町村の策定および全県的な方針を整えたのち、経済更生指導員が指導に赴き、各指定村更生委員会とともに原案を策定していく。その中で農業生産に

関わる計画原案は農会関係の委員が、流通および融資に関わる原案は産業組合関係の委員が主に所掌する。総務関係は納税、負債そして場合によっては社会教化的な原案も策定するのは役場関係の委員である。社会教化に関しては「精神の作興」と「生活改善」に分かれる。「精神の作興」は主として学校関係委員あるいは役場関係の委員である。「生活改善」に関しては各指定町村を見る限り多様であり、学校、役場であろうと推測できるものもあるが、生活改善主体の組織がすでに村内にあり具体的な活動を行っているかどうか、計画書策定に大きく関与していることが読み取れる。本稿で対象とした4つの事例のうち事例2の大同村、事例4の高須村は既存の組織活動があったことは読み取れるほか、本稿では詳述しなかったが、昭和8年度新規指定で行方郡武田村は昭和3年に、筑波郡豊村は昭和5年にすでに生活改善に関わる組織が作られ更生計画書にはその活動を生かした生活改善指針を策定されている（【表3】参照）。

本稿では茨城県初期の更生指定村の計画書から生活改善運動との関わりを読み取ることを目的とした。一つの県内での特徴ではあるので、全国的な諸



【図1】 更生指定町村経済更生委員会の計画書策定所掌と生活改善組織との関わり

相としてこの時代の生活改善指導のあり方を見る必要があることは間違いない。今後の課題としたい。【図1】で示したように、民俗的慣行に関わる生活改善指針は、県からの指導員の関わりそして各村経済更生委員のキーパーソンによる影響も多々あると推測できる。また生活改善同盟会の系統的な支部活動としての各村生活改善組織かどうかとも検討をしないとけない。そして改善同盟会の刊行した総合的指導書の存在は各村生活改善組織の活動にも大きな影響を与えていることは十分考えられるものである。

本稿では覚書の域を出ず、より確固たる事例研究が必要である。今後の作業課題も踏まえて、総合的な戦時体制下における民俗的慣行のあり方について考察をつづけていきたい。

(本稿は日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究C「戦時体制下の公的施策と民俗—経済更生・生活善各運動の同時代的交差からの検討—」(研究課題番号:25370934、2013~2015年)による成果の一部である。また日本民俗学会第67回年会(関西学院大学)(平成27年10月11日(日))において研究報告した内容を下敷きにしたものである。)

【参考文献】

- 磯野さとみ『理想と現実の間に 生活改善同盟会の活動』昭和女子大学 近代文化研究所 2010年
- 楠本雅弘編著『農山漁村経済更生運動と小平権一』不二出版 1983年
- 生活改善同盟会編・発行『生活改善の栞』1924年
- 生活改善同盟会編・発行『実生活の建直し』1929年
- 生活改善同盟会編・発行『農村生活改善指針』1931年
- 和田健「農山漁村経済更生運動初年度における生活改善事項と民俗的慣行との関わり—昭和七年度茨城県指定村の事例より—」(茨城県立歴史館編・発行『茨城県史研究』第92号 pp75-90) 2008年2月
- 和田健「農山漁村経済更生計画書に見られる生活改善指導と民俗的慣行—昭和八年茨城県更生指定町村38の事例から—」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第40号) 2011年

和田健「生活改善規約を持った更生指定村—より強化された生活習俗の系統化—」

(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第43号) 2014年

和田健「弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた

社交儀礼—」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第44号) 2015年

【註】

- 1 経済更生部の中に組織された課は産業組合課、副業課、総務課、金融課、販売改善課である。部内に組織するときに農林省の中で大きな改組を行っており、産業組合課と金融課は農務局からの移管、総務課、金融課は部発足のときに新設、販売促進課は部設置ののちに新設されている[楠本 1983年 34頁]。省の筆頭局である農務局から移管させるほど、農林省にとっては経済更生運動の体制作りはかなり本腰を入れたものであったといっている。
- 2 筆者は各官製運動に関わる構成員(改善運動ならば同盟会および支部そして関連する団体に参加する人たち、経済更生運動ならば指定村の村民)が情報共有のために、特に経済更生運動の計画書でチラシや回覧そして貼り紙などの文字で示す「通信」の徹底を図っている更生計画書が多いことを指摘した[和田 2014年 109-110頁]。全戸配布を前提とする広報誌やチラシは行政町村あるいは関係団体の構成員の一体化を促進するものとして重要なメディアであったといえる。
- 3 本稿で対象とする3誌のうち2誌についてはすでに概略をまとめている[和田 2014年 92-95頁]が、大正末期から昭和初期における生活改善同盟会の活動を記すために再び整理し直してみたい。
- 4 磯野の調査によると原本の所在は確認中と記されているが『社交儀礼に関する改善事項』(大正10年)は刊行されているという[磯野 2010年 42頁]。改善同盟会活動初期はまず各領域(住宅、服装、社交儀礼)で組織された改善委員会の成果をもとに公開したことが伺える。
- 5 昭和3年に増補版が刊行されている。増補版には初版本にはなかった「住宅の改善」が増補されている。
- 6 [生活改善同盟会編 1924年 41頁]
- 7 前掲書註6 5頁

- 8 前掲書註6 5-6頁
- 9 総論冒頭で「本邦刻下の経済上の困難を救済するには、固より種々の方策があらうが、私は国民の生活方法乃至生活様式を改善することが、最も適切且つ有効の解決法であると信ずるものである。蓋し生活改善に依り吾々は一切の無駄を省き、冗費節約の実を挙げ得られるばかりでなく、同時にまた活動増進の上にも大いに資することが出来るからである。」[生活改善同盟会編 1929年 1頁]とあり、当時の経済不況からの建て直しを目的とした生活改善の推進を述べている。
- 10 「結婚式の新しい方法」という題目で、旧来の方法を変えていく旨が記されている [生活改善同盟会編 1929年 221-227頁]。
- 11 前掲書註10 218-221頁
- 12 [生活改善同盟会編 1931年 序文]
- 13 前掲書註12 14頁
- 14 媒酌人が結婚をまとめた後の飲食を伴う儀礼について「酒入れとか足堅めとかとことにより其の名は夫々異れど媒酌人が大きな祝儀樽を持ち込んで親戚近隣の人が集まって、酒宴を催ふしたり、結婚の支度が整えば支度披露と称して近隣の人々を招いたり、又式後に、今日は青年会に披露するとか、明日又は今夕は人会へ挨拶するとか、いろいろの催し事で飲み合すること澤山あります。かかることは一日も早く全廃するがよい。若しやるにしても、極めて簡単に茶と菓子位で結構のことと思ひます。」[生活改善同盟会編 1931年 6-7頁]と記述している。しかしどれほどの実行力が伴うかは、生活改善に取り組む各農山漁村で大きな地域差が出たことは推察できる。
- 15 [生活改善同盟会編 1924年 13-14頁]
- 16 高須村のあった近隣に生活改善同盟会の龍ヶ崎支部があったことは磯野さとみの研究で確認されている [磯野 2010年 31-33頁]。但し高須村にあった本組合と生活改善同盟会龍ヶ崎支部との関わりについては、管見のところ確認されなかったが、何かしらの接点はあったことも考えられる。今後の調査課題として記しておくことをご寛恕願いたい。